

理学療法かわら版

一般社団法人
山形県理学療法士会

目次 ・ ・ ・ ・ ・	定 款..... 1	施設紹介..... 9
	定款細則..... 6	理学療法週間 高校生アンケート.....10
	会長のコラム..... 7	事務局・財務部より.....11
	新人紹介..... 8	編集後記.....14

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人山形県理学療法士会と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を山形県上山市に置く。

第 3 条 当法人は、社員総会の議決を得て、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(目的)

第 4 条 当法人は、山形県内に勤務する理学療法士の学術技能の研鑽と資質の向上に努めるとともに県民保健の発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- ① 理学療法に関する学会、研修会、講習会の開催
- ② 理学療法の調査、研究
- ③ 理学療法の刊行物の発行
- ④ 理学療法の広報事業
- ⑤ 理学療法士の社会的地位の向上と相互福祉に関する事業
- ⑥ 関係団体との交流事業
- ⑦ 地域社会における理学療法の普及、発展
- ⑧ 理学療法を通じた社会福祉の増進
- ⑨ 前各号に掲げる事業に附随する又は関連する事業

(基金の総額)

第 5 条 当法人の基金総額（代替基金を含む。）は、金 3 0 0 万円とする。

(公告の方法)

第 6 条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 7 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還手続)

第8条 基金の拠出者に返還する基金の総額について定時総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

第2章 社 員

(入社)

第9条 当法人の社員は次の3種とする。

正社員 当法人の目的に賛同し、理学療法士の免許を有し、山形県内に勤務又は居住する者。

名誉社員 当法人に功労のあった個人又は法人で、理事会において推薦し、社員総会において承認を得たもの。

特別社員 当法人の目的に賛同し、援助する個人又は法人で、理事会の承認を得たもの。

2 当法人の正社員及び特別社員になろうとする者は、所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

3 名誉社員に推薦されたものは、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって社員となるものとする。

(経費の負担)

第10条 社員は当法人の目的を達成するため、入会金及び会費を支払わなければならない。

2 納付された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(退社)

第11条 社員はいつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して退社の予告をしなければならない。

(社員の資格喪失)

第12条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

① 第9条第1項に規定する資格を失ったとき

② 総社員の同意があったとき

③ 死亡し、失踪宣告を受け、又は解散したとき

④ 除名

⑤ 正当な理由なく会費を1年以上納入しないとき

⑥ 成年被後見人又は被保佐人になったとき

⑦ 退社したとき

(除名)

第13条 社員が当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき、または社員としての義務に違反したときは社員総会の決議により除名することができる。

(社員名簿)

第14条 当法人は、社員の氏名、住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 社 員 総 会

(社員総会)

第15条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

(構成)

第16条 社員総会は正社員及び名誉会員で構成する。

(開催地)

第17条 社員総会の開催場所は、理事会において決定する。

(招集)

第18条 社員総会は、代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集は、理事会において決定する。
- 3 社員総会を開催するには、会日より5日前までに、開催日時、場所および議題を記載した書面を持って、各社員に対して通知を発しなければならない。
- 4 社員総会は社員の過半数（委任状による出席も含む）の出席がなければ開会することができない。

(議決方法)

第19条 社員総会における議決事項は、あらかじめ通知された事項とする。

- 2 社員総会の議決は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し（委任状による出席を含む）、出席社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(議決権)

第20条 社員総会において、各社員は各1個の議決権を有する。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、その社員総会に出席した社員のうちから選任する。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領および結果を記載しなければならない。

- 2 議事録には、議長、代表理事及び出席した理事が記名押印しなければならない。

第4章 理事及び監事

(役員)

第23条 当法人に次の役員を置く。

- ① 理事 13名以内
- ② 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする
- 3 代表理事を会長とし、理事のうち2名を副代表理事（以下副会長という）とする。

(選任)

第24条 当法人の理事及び監事は正社員の中から社員総会において選任する。

- 2 会長は、理事会の決議により理事の中から選任する。
- 3 副会長は会長が指名する。

(役員の職務)

第25条 会長は、当法人を代表し、業務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会長及び理事は、理事会を構成して第29条に定める事項を審議し、執行する。
- 4 監事は、当法人の業務及び財産に関し、次の各号に関する職務を行う。
 - ① 監事は理事会に出席し、理事の職務執行を監査し、必要があるとみとめるときは意見を述べなければならない
 - ② 監事は、法務省令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない
 - ③ 監事は、理事が不正行為をし、若しくは不正行為をするおそれがあるときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない
- 4 前号の場合において、理事に対して理事会の招集を請求できる
- 5 監事は、総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない

(役員の任期)

第26条 理事の任期は就任後2年、監事の任期は就任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠又は増員された理事の任期は、前任者または他の在任理事の在任期間と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は前任者の残存期間と同一とする。
- 4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(報酬)

第27条 理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

第5章 理 事 会

(理事会の構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は定款に別に定める他、次に掲げる事項を審議決定する。

- ① 定款施行細則の制定、改正及び廃止
- ② 社員総会に付議すべき事項、社員総会の招集
- ③ 入社の承認
- ④ 会長が必要と認めて付議した事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は次に掲げる場合開催する

- ① 会長が必要と認めたとき
- ② 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があるとき

(招集)

第31条 理事会は前条2号を除いて、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、会日の5日前までに通知しなければならない。
- 3 会長は前条2号による請求があったときは、その日から21日以内に理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、会長が当たる。

(理事会の定足数、議決)

第33条 理事会は、会長及び理事総数の過半数の出席により成立する。

- 2 理事会における議決事項はあらかじめ通知された事項とする。
- 3 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数の場合は議長が決する。ただし、第29条1項及び同条3項については会長及び理事総数の過半数により決する。
- 4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合は、第1項について出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事については議事録を作成し、これに議事の経過の要領及び結果を記載し、議長及び出席した理事がこれに記名押印する。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類)

第36条 会長は、毎事業年度、次の計算書類及び附属明細書を作成し、定時社員総会に提出し、③、④及び⑤についてはその内容を報告し、①及び②については承認を求めなければならない。

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- ④ 事業報告書
- ⑤ 事業報告書の附属明細書

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款を変更しようとするときは、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上を得なければ変更することができない。

(解散)

第38条 当法人の解散は、理事会の議決を経て、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければならない。

- 2 当法人が解散した場合の残余財産の帰属は、社員総会の決議を経て、本会類似の目的を持つ他の公益法人に寄付するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成19年3月31日までとする。

(最初の理事および監事の任期)

第40条 当法人の最初の役員の任期は、いずれも就任後1年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結時までとする。

第41条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

一般社団法人山形県理学療法士会を設立するため、この定款を作成し、社員がこれに記名押印する。

平成18年3月11日

社 員	多	田	利	信
社 員	縮	井	純	一
社 員	高	橋	俊	章
社 員	本	間		司
社 員	平	山	正	義
社 員	白	幡		淳
社 員	大	石		寛
社 員	遠	藤	武	秀
社 員	岩	井	章	洋
社 員	佐	藤		朗
社 員	鈴	木	克	彦
社 員	小	関	和	幸
社 員	長	沼		誠

定款細則

社員に関する項

- (1) 正社員の会費は年額7,000円とする。
- (2) 特別社員からは、別に定める会費を徴収する。
- (3) 名誉社員は入会金及び会費を納めることを要しない。
- (4) 正社員を除名する時、その社員に対し、総会前に弁明の機会を与えなければならない。

総会に関する項

- (1) 社員総会における正社員からの決議事項については総会の1週間前に事務局に届けなければならない。
- (2) やむを得ない理由により出席できない社員は、書面をもって委任することが出来る。
- (3) 委任状を提出したものは会議で議決された事項について承認したものとする。

理事会に関する項

- (1) 理事会は定例理事会及び臨時理事会とする。
- (2) 定例理事会は必要に応じて開催することができる。
- (3) 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

選挙に関する項

- (1) 協会代議員を理事会に於いて選出する。
- (2) 東北ブロック協議会理事及び役員を理事会に於いて選出する。

慶弔に関する事項

慶弔および見舞金の規定は次のとおりとする。

- (1) 会員の結婚 祝電
- (2) 会員の死亡 弔電、金 5万円
- (3) 会員の配偶者の死亡 弔電
- (4) 会員の実養父母の死亡 弔電
- (5) 会員の実子の死亡 弔電

学術大会に関する事項

- (1) 本会に山形県理学療法士学術大会（以下「学術大会」という）を置く。
- (2) 学術大会は、理学療法に関する学術・技術の研究並びにこれに関する事業を行う。
- (3) 学術大会は、専門分野に応じて部門に分けることができる。
- (4) 学術大会は、山形県理学療法士学術大会部が企画運営する。
- (5) 山形県理学療法士学術大会部は学術大会の業務及び財産を管理し、理事会に報告する。
- (6) 学術大会の経費は、学術大会参加費及び本会の助成金を以てこれにあてる。
- (7) 学術大会に、学術大会長1名を置き、本会会長が任命する。
- (8) 学術大会長は、本会員の中から本会学術大会部が推薦し、理事会の承認を得て選任される。
- (9) 学術大会長の任期は1年とする。但し、残務処理は任期後も行う。
- (10) 学術大会長は、学術大会を統轄する。
- (11) 学術大会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- (12) 学術大会準備委員長1名を置き、本会会長が任命する。
- (13) 学術大会準備委員長は、本会員の中から本会学術大会部が推薦し、理事会の承認を得て選任される。
- (14) 学術大会準備委員若干名を置き、学術大会準備委員長が任命する。
- (15) 学術大会準備委員長及び学術大会準備委員は、本会学術大会部員と伴に学術大会の運営にあたる。
- (16) 学術大会準備委員長及び学術大会準備委員の任期は1年とする。但し、残務処理は任期後も行う。
- (17) 本会の会員は、学術大会員となることができる。
- (18) 本会の会員でないものは、学術大会長の承認を得て学術大会を傍聴することができる。

付 則

- 1、本細則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2、本細則は平成18年9月1日より施行する。
- 3、この規程は平成21年7月5日より一部改正により施行する。

前回のコラムに関して

山形県理学療法士会会長
多田利信

前回のコラムに関しては何時にも増して多くの感想と意見を頂き、会員がちゃんと読んでいてくれるのだとありがたく思っています。反面、やはり心配した通り誤解もあるようで舌足らずだったと反省することも多く、少し補足します。

前回自分が言いたかったことは海外に度々遊びに行く自慢ではなく（最後のセンテンスに書いたように）、「自分にとって本当に楽しいことを見つけて本気で取り組もうよ、すなわち、上手に遊び上手に休もうよ」ということです。

裏を返していえば本気で夢中になって楽しめることは案外少ない（少なくなっていく）し、中々上手に休めないのではないかと思っています。更に本音をいうと、昔は自分にも一杯楽しいことがあり、正に、毎日楽しくなければ生きている意味が無いとさえ思っていました。年々確実に楽しさ感は減っていききました。ただ単に飽きてしまったのか、本来の奥深さに辿り着く才能が無かったのか、それ程好きではなかったのか、はたまた初老期鬱症状か、正直正確な理由は分かりません。

少し具体的にカミングアウトすれば、イベント行事や飲み会、カラオケなどの楽しさが半減したのはおそらく飽きたのだらうと思います。ゴルフやテニスを以前程しなくなったのは運動の才能が無かったため（結局下手だったから）だと思います。釣りや競馬や麻雀はそれ程好きではなかったのだらうと思います。ギターを弾かなくなったのはバンド自体が活動休止しているためだと思います。もちろんこれらは今でも楽しいと感じないわけではないので、たまにやりますがそれ程頻度は多くなりませんでした。また、自分はプロスポーツには元々興味が無いので見ていてあまり楽しいとは感じません。なので、全てを忘れて勝敗に一喜一憂できる熱烈なファンの人は本当にうらやましいと思っています。同様に絵心も全く無く、絵を描いていて楽しいと感じる人もうらやましい限りです。因みに芸術とはこの美術を含めて4種類あ

り、他に音楽、文学、舞踏で、全て人を強く感動させる要素を持つそうです。実は音楽、文学に比べると舞踏に関してはよく分からなかったのですが一度だけ本気で感動したことがあります。この時買ったDVDを見ているときはちょっと楽しいひと時です。また個人的には腕時計も芸術だと思っているので、美品を眺めていると少し現実から離れて陶酔に浸れます。他には、単純に旨いものを食べている時や旨い酒を飲んでいる時は文句なしに楽しいと感じます。なかでもBBQは比較的簡単に楽しめるので、時間を作ってはテーマやメンバーを変えてよくやります。またごく最近（レンタルバイク店ができたので）大きなバイクで景色のいいところを走るときの風もなんともいえません。まあ日常のおやじの楽しみはこんなものです。

もちろんこれらは全て個人の感覚です。各自全く違って当然ですが、先輩として言わせてもらえば、何時までも楽しいものは少ないよということです。もしかするとお金や時間や労力と楽しさを両天秤にかけて少しずつ楽な方に支点が動いているのかもしれない。

そこで大好きな南の島（ハワイ）に戻ってダメ押しを言えば、あそこにいる時間は自分にとっては全てが非日常、完全オフモード、快適至福のひと時です。正直飽きていないといえば嘘になりますが、絵に書いたような美しい自然、光、風、香り、乾いた暑さ、ゆったりした空気感、なにもしなくてもただいだけで楽しい空間です。ちなみに島には昔からいくつか有名なパワースポットというのがありますが、ハワイ全体が自分にとっては元気になるパワースポットの様なものです。

たまに頭を空っぽにして遊ばないと心からリフレッシュは出来ません。遊ぶこと休むことが仕事のエネルギーになると思っています。

休めない、休まない人は必ず病気になります。いい仕事をするためにも楽しみを見つけて上手に休み、上手に遊びましょう。

新人紹介



鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院
リハビリテーション科 理学療法士 斎藤 小百合



資格を取得し、臨床の場に出て約5ヶ月が経過しようとしています。

私の職場は、回復期が81床、療養病床が39床の病院で、庄内南部地域の連携バスを使用し、急性期病院・施設等と連携をとりながら回復の支援を行っています。

患者様が生活の場に戻られることを想定し、必要な動作・サービスの判断は徐々にできたとはいえますが、機能と能力への評価・治療の一体化に未だに苦慮しています。最近になりやっと、知識・経験不足と言って全て教えて頂くよりも、先輩方のやり方を見て・考え・確認し、患者様に実践してフィードバックすることで、自分の物になるのだと感じてきました。

治療だけでなく、患者様やご家族への対応や他職種との連携等、仕事をするということの大変さと面白みを日々感じ、学生時代は機能面にとらわれ、「人を見る」といったことにいかに視点を向けていなかったかを改めて感じています。

まずは先輩方を目標に、良質なサービスが提供出来る様努力していきたいです。そして、目指す理学療法士像を明確にし、理学療法士の急増に伴う諸問題に対し、自分はどうあるべきかといった視点を持って成長していきたいと思っています。



今後に向けて

三友堂リハビリセンター
リハビリテーション技術部 理学療法士 渡部 聡太



理学療法士として働きはじめ半年が経とうとしています。学生の頃と違い、社会人として働くことには大きな責任が伴うため、徐々に慣れてきた半面、気の引き締まる思いで毎日を送っています。自分は性格的に、物事を深く考えず無計画に行動してしまう傾向があるため、仕事での自分の言動や報告・連絡・相談など社会人としての基本を改めて考え直し、自分がどう変わっていくべきか日々勉強させて頂いています。また、理学療法の知識・技術面においても未熟であり、先輩方から多くのアドバイスを頂き試行錯誤しながら治療を行っています。自分の無力さを痛感させられながらも、多くのことを学び治療に生かせる楽しさがあり、学生時代の実習よりも長期間の中でより患者様の生活に深く関わっていくため、とてもやりがいを感じています。今後はこれまで以上に学ぶ姿勢を大切にし、先輩の助言を仰ぐだけでなく様々な勉強会・研修会に参加していくことで技量を高め、患者様に満足して頂けるような理学療法を提供できるようになりたいと思っています。そして、少しでも早く一人前の理学療法士になれるように努力していきたいと思っています。これからもどうぞよろしくお願いします。

身体障害者療養施設 南陽の里

みなさん、こんにちは。南陽市にあります身体障害者療養施設「南陽の里」です。当施設は平成18年11月から開設した、まだまだ新しい施設です。重度の障害を持った方を対象とした入所サービスをはじめ、短期入所・日中一時支援サービス、訪問介護・移動支援サービス、相談支援サービスなどの障害者自立支援法の下での業務を行っています。以前の支援費制度から平成18年に障害者自立支援法へ変わり、現在、新体系への移行にむけて全スタッフ一丸となり取り組んでいます。それにより、名称も平成21年10月より「身体障害者療養施設」から「障害者支援施設」となります。また、リハビリテーションに関しても、今までは完全なサービスとして行っていましたが、平成21年4月よりリハビリ加算が与えられました。



現在、リハビリはPTが1人であり、入所者のみ60名（10名×6ユニット）を対象に個別で実施しています。当施設は障害程度区分5～6の重度の方が占める割合が多く、身体的に大きな制限を抱えている方々ですが、とても力強く生活している方たちばかりで、1人の人間として学ぶことがたくさんあります。日々のリハビリ内容・在り方などの課題はありますが、生活の中に溶け込むようなりハビリを考えていきたいと思っています。今後もよろしくお願い致します。

順仁堂遊佐病院

当病院は、庄内地方の北端に位置する遊佐町にあり、一般病床38床とともに医療療養病床50床を有します。地域の高度急性期治療を引き継ぐ慢性期病院としての役割を果たし、また、訪問診療・訪問看護にて在宅療養に力を入れています。今年度より理学療法士1名体制でリハビリテーション科が開設され、同時に指定介護予防訪問リハビリテーションの枠も設けました。他スタッフと協力し、地域施設との連携を強化し、患者さんが安心して在宅復帰されることを目指しています。



理学療法週間に参加してくれた 高校生の感想

理学療法士のことについてあまり知らなかったので、いろいろ学べて、体験もたくさんできて楽しかったです。大変な仕事だけど、やりがいのある仕事だと思いました。

いろいろな話をお聞きし、実際に体験までさせていただき、とても勉強になりました。この体験を通して理学療法士がどのような仕事なのか、肌で感じる事が出来ました。また、高齢の方にやさしく思いやりを持って接している姿は尊敬したいと強く思いました。今回の体験で学んだことをこれからの進路に結び付けたいと思います。

リハビリのことや、高校卒業してからのことなど、貴重な話を伺う事が出来て嬉しかったです。ほとんど知識がなかったのですが、現場を見ることができ、器具とかのも触れられたので良かったです。

リハビリをしている様子が、とても暖かい雰囲気ですごくやりがいがあって楽しそうな職場だと思いました。興味が沸きました。リハビリの器具なども使ってみて、リハビリの難しさも解りました。

実際の仕事現場を見学したり、車椅子に乗ったり、足に重りなどをつけて患者さんと同じ状態で松葉杖で歩いてみたり、本当に良い体験をさせていただきました。患者さんの状態は様々でしたが、立つことが出来ない患者さんも、理学療法士の方に支えられながら、一生懸命立とうとしていて感動しました。私も将来体の不自由な患者さんを支えたいと思いました。今回の体験で、理学療法士のすばらしさが解かったし、ぜひこのことを将来に生かしていきたいと思います。

実際に体験するのはなかなか出来ないことなので、とてもいい経験になりました。私は理学療法士を目指しているので、このことをこれからに生かして行きたいと思います。

実際に働いているところを見せてもらって、いい経験になりました。自分が知っている理学療法もあれば知らないことも多くあったので驚きました。またこういう機会があったら参加してみたいです。

体験に協力いただいた施設の先生、お忙しい中ありがとうございました。

事務局よりお知らせ

(平成21年4月～平成21年8月)
 会員数 477 名 賛助会員 25 社

■会員移動 (平成21年8月10日現在)

〔勤務先変更〕

丹野 克子	山形県立保健医療大学
小平 誠	身体障害者療護施設 南陽の里
早坂奈緒子	陵南さとう整形外科
廣橋 茜	介護老人保健施設 寒河江やすらぎの里
田中 里美	やまのべ荘
芦野 美鈴	大島整形外科医院
伊藤ひとみ	介護老人保健施設 シエ・モア
梅木 美雪	身体障害者療護施設 すげさわの丘
垂石 千佳	山形大学医学部附属病院
竹田 広	在宅リハビリ看護ステーションつばさ
早坂 慎也	至誠堂訪問サービスセンター コスモス
多田 勇貴	至誠堂訪問サービスセンター コスモス
木村 祥子	至誠堂訪問サービスセンター コスモス
東海林ルミ子	天童デイサービスセンター つるかめ
山口ひとみ	篠田総合病院
木村 恭子	社会福祉法人南陽 ほなみケアセンター高島
鈴木 亜紀	川西湖山病院

〔他士会へ転出〕

三和 真人	千葉県士会へ
佐藤 綾香	新潟県士会へ
須藤沙弥香	宮城県士会へ
小宅 一彰	千葉県士会へ
渡部麻梨子	宮城県士会へ
鈴木栄三郎	宮城県士会へ
三島 誠一	北海道士会へ
白木 秀美	岐阜県士会へ
高波 麻結	長野県士会へ
板橋 慶宗	宮城県士会へ

〔他士会からの転入〕

小野塚 滯	福島県士会より
菅原麻理子	秋田県士会より
富樫 渡	福島県士会より
本間 豪	福島県士会より
草刈 尚志	秋田県士会より
大森 允	秋田県士会より

〔新入会員〕

平成20年度	
岡田 明菜	川西湖山病院

渡邊 陽香
 阿部慎太郎

川西湖山病院
 湯田川温泉リハビリテーション病院

平成21年度

小林 亜弥	鶴岡協立リハビリテーション病院
梅本 岳史	鶴岡協立リハビリテーション病院
大戸 紘次	鶴岡協立リハビリテーション病院
齊藤 真人	鶴岡協立リハビリテーション病院
秋野 千穂	鶴岡協立リハビリテーション病院
岩城 吉信	鶴岡協立リハビリテーション病院
田中 沙弥	鶴岡協立リハビリテーション病院
諏佐 文昭	鶴岡協立病院
宮本 昌尚	北村山公立病院
藤川 昌利	東山整形外科クリニック
戸田 直智	三友堂リハビリセンター
鈴木 智美	みゆき会病院
菊地 美雪	みゆき会病院
深田 敦貴	みゆき会病院
加藤 直也	みゆき会病院
高井 未央	山形厚生病院
阿部 友紀	新庄徳州会病院
増川 宏香	新庄徳州会病院
神林 望	新田クリニック
柏倉 碧	吉岡病院
芦埜 達也	吉岡病院
東海林 良	吉岡病院
浅深いづみ	吉岡病院
高橋 絢	須田整形外科医院
菊地 敦子	篠田総合病院
後藤 健	篠田総合病院
伊藤 晴菜	篠田総合病院
長岡 舞	篠田総合病院
芝田 修平	庄内余目病院
齋藤 璃	庄内余目病院
齋藤小百合	鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院
齋藤 由貴	鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院
平山 千尋	鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院
須賀 康平	山形済生病院
江川 廉	山形済生病院
齋藤 祐衣	本間病院
須藤 命	本間病院
菅井 裕香	介護老人保健施設 シエ・モワ
岡本 史代	介護老人保健施設 みゆきの丘
池田 千佳	介護老人保健施設 あかね
佐太木淳一	鶴岡市立荘内病院
小林 拓	鶴岡市立荘内病院
齋藤 真穂	山形ロイヤル病院
奥山栄美子	山形ロイヤル病院
佐藤 実生	山形ロイヤル病院
富樫 綾香	山形ロイヤル病院
石塚 旭	山形ロイヤル病院
後藤 友希	舟山病院
佐々木和宏	自宅
鈴木 伸弥	自宅

石川恵利奈 自宅
小林 佳雄 自宅

【改姓】

田中 里美 (旧姓高橋)
芦野 美鈴 (旧姓林)
菅野 絵美 (旧姓高橋)
須貝 妙子 (旧姓柳生)
廣橋 茜 (旧姓渡部)

【復会】

高橋真由美 (天童温泉篠田病院)

【休会】

【退会】

山下 憂美子

■理学療法士賠償責任保険 加入のご案内

会員の皆様へ

近年、医療事故により医師・看護師・理学療法士等の医療従事者の個人責任を問われるケースが多発しております。このような事態に備えて賠償責任保険に加入しましょう。

掛け金は年間4,000円です。詳しくは日本理学療法士協会ホームページをご覧ください。

■財務部より

日本理学療法士協会会員証申し込みのお願い

日本理学療法士協会発行の会員証をお持ちでない皆様へのお願いです。

協会および県士会会費の納入はクレジット機能付きの会員証による納入が原則になっています。会員証を作る目的を十分にご理解いただき、今後の協会および県士会活動の充実のために、ご面倒ですがお手続きのご協力をお願いいたします。会員証の申し込みがお済みでない方には、協会から申込書（緑の封筒）がお手元に届いていますのでご協力ください。

会員証導入の目的

日本理学療法士協会の会員である証として

- ・会員管理（入退会移動など）の事務の効率化
- ・協会や山形県士会の財務担当者の会費徴収業務の省力化
- ・生涯学習履歴の管理

平成21年度年会費納入のお願い

平成21年度日本理学療法士協会および山形県理学療法士会の年会費を未納の方は、納入していただきますようお願いいたします。会費は協会と山形県士会と合わせて18,000円です。

財務部では、会員証のクレジット機能による会費納入を推進しています。手数料なしに自動引落しされますので大変便利です。ダイヤモンドファクターによる自動引落しをご利用いただいていた方は、平成21年度分（平成21年5月引落）を最後に終了となりますので会員証への移行をお願いします。年会費の納入には下記の方法をご利用ください。

1) 会員証のクレジット機能による会費納入

* 引落日：5月27日（休日の場合は翌平日）

5月の引落日以降は、会員証発行され次第、引落となります。

* 引落日の中旬に対象会員に届く利用明細書には、以下の通り記載されます。

- ・日本理学療法士協会年会費
引落金額＜都道府県士会費、協会費、入会金（新入会のみ）合計金額＞
- ・NSニコス
引落金額＜他利用分と合算した金額＞
- ・会費納入がクレジット機能からでは都合が悪い方は、協会事務局までご相談ください。なお、領収書が必要な場合は、会費引落し後、協会事務局に会員番号・氏名・金額をご連絡ください。（同施設の場合はまとめたの送付も可能）
- ・過年度未納がある場合は合算して納入できます。また、1年分引落した後、未納会費が残っている場合は、年度内に再度引落しも可能です。

2) 振込みによる会費納入

* 振込みをご利用の際には、協会に登録されている氏名と会員番号を備考欄に記載してください。

* 数名分まとめての振込みの場合は、個人名と会員番号を備考欄に記載してください。

【銀行振込先】

銀行名：山形銀行

支店名：東根支店（店番号453）

口座種類：普通預金

口座番号：720615

口座名義：有限責任中間法人 山形県理学療法士会
代表理事 多田利信

問い合わせ先

財務担当 赤塚清矢（山形県立保健医療大学）

電話：023-686-6665；

e-mail：sakatsuka@yachts.ac.jp

◆山形県厚生省労働省指定◆

(有) 渡部 義肢

◆営業品目◆
義足・義手、コルセット、車椅子、ステッキ、下肢装具、上肢装具、骨格義足(モジュー)

〒997-0861 山形県鶴岡市板新町8番地52号
TEL(0235)25-9366 FAX(0235)25-9364

山形県より、福祉用具販売・取付の推薦を
いただき、官公需適格組合証明を取得

協同組合 生活住環境整備山形

〒990-0805 山形市檀野前13-2
TEL 023-681-5030 FAX 023-681-7609

福祉機器・介護用品販売レンタル／車いすオーダー製作

(有) アシスト

〒991-0048 山形県寒河江市みずき一丁目6-4
TEL(0237)83-5525/FAX(0237)85-5454
E-mail:assist@corp.email.ne.jp

医療機器・在宅介護用品

株式会社 トーク

TOTAL MEDICAL COMMUNICATION

日医器連・通正事業所 第9406017号
福祉用具貸与事業所 0670700434
E-mail : took@coral.ocn.ne.jp

〒997-0806 山形県鶴岡市大字遠賀原字稲荷41-2
TEL (0235)22-1009(代)
FAX (0235)25-8139

病院設備器械一式・輸入機器医科器械一式販売

HEART of MARUKI

人の生命と技術をハートで結ぶ——それがわたしたちの仕事。
お客様の満足と信頼を得るために、限らない夢と可能性をたずさえて……

MARUKI 丸木医科器械株式会社

■本社	〒981-1105 仙台市太白区西中田3-20-7 TEL(022)242-3331	■岩手支店	〒020-0806 盛岡市新庄町2-48 TEL(019)651-3905 代
■仙台支店	〒981-1105 仙台市太白区西中田3-20-7 TEL(022)242-6001	■庄内営業所	〒998-0852 酒田市東町1-7-7 TEL(0234)23-7566 代
■山形支店	〒990-2338 山形市蔵王松ヶ丘2-2-22 TEL(023)695-3000 代	■水沢営業所	〒023-0053 水沢市大手町5-23 TEL(0197)25-7703 代

医療の未来をみつめる総合商社

岡崎医療株式会社

■本社	山形市あこや町三丁目4番3号
■山形営業所	〒990-0025 ☎023(代)623-0546 番
■鶴岡営業所	鶴岡市大字安丹字村上4番10号 〒997-0057 ☎0235(代)22-0106 番

厚生労働省指定
山形福祉法義肢製作所指定

山形義肢研究所

——営業品目——
義手・義足・コルセット・補装具
補助ステッキ・松葉杖・車いす
整形医療器具

代表取締役 植松 茂夫
山形市飯田五丁目5番39号
電話 (023) 632-5214

思いやりリハビリ・まごころケア

(有)福祉用品やまがた

介護用品ショールーム

〒998-0842 山形県酒田市亀ヶ崎4-2-40
電話 (0234) 26-1725
FAX (0234) 26-6780

快適な介護をまごころでお手伝いします。

さわやかな在宅療養をサポートするサービスシステム。
お客様のニーズに合わせて **レンタル・販売** 2つのシステム
でお手伝いします。

レンタル商品
●原裝ベッド ●車椅子 ●ポータブル浴槽 ●原裝車 ●ポータブルトイレ ●エアマット、etc.
●その他介護用品

※詳しい資料をご希望の方はお気軽にご相談・お問い合わせください。

株式会社 蔵王サブライズ
山形市香澄町1-20-8 ☎(023)622-7123

山形小木医科器械株式会社

代表取締役社長 佐藤 一

本社/〒990-0821 山形市北町三丁目8番20号
TEL(023)681-3633(代) FAX(023)681-3630
庄内営業所/〒998-0843 酒田市千石町一丁目7-18
TEL(0234)22-4325 FAX(0234)22-4313

安心と信頼

・前腕義手・股義足・下腿義足・骨格構造義肢・
(大腿別断肢を含む)
・腰・胸椎装具・靴型短下肢装具・歩行補助つえ・車イス・
(コルセット)

山形県指定一級義肢装具士 安達 武雄
山形市江俣3丁目15-1
☎(023)681-0489(FAX)

安達 武雄
山形市江俣3丁目15-1
☎(023)681-0489(FAX)

オーダーメイドの福祉用具

LCS 株式会社 ライフケアサポート

山形県東根市温泉町1-13-10
TEL0237(43)6833 FAX0237(43)6832

医学書のことならお任せください

日本医書出版協会認定医学書専門店
医学書・看護学書・医書一般

株式会社 高陽堂書店

山形市大野目3-1-17 TEL 023(631)6001 FAX 023(632)1168
http://www.koyodo.com/ email info@koyodo.com

介護用品のレンタルと販売 住宅改修工事
地域の福祉に貢献する

多田木工 ウェルフェア事業部

指定福祉用具貸与・販売事業所
指定居宅介護支援事業所

【ホームバリュー本 店】	天童市一日町4-2-3	TEL (023) 653-5629
【ウェルランド 尾花沢店】	(サテライト)	TEL (0237) 24-0565
【ウェルランド 山形 店】	山形市若宮1-5-23	TEL (023) 647-3521

福祉用具開発・レンタル販売 http://www.tamatsu.jp

株式会社 タマツ

TAMATSU

本社 山形県鶴岡市美咲町32-7(〒997-0857)
TEL 0235-23-6333/FAX 0235-25-3889

山形県各福祉事務所指定
義肢・補装具・コルセット・車椅子一般・その他

有限会社 田中義肢装具製作所

山形市あかねヶ丘1丁目3-15(山形市体育館西側)
TEL(代表) 645-4600
FAX645-5424

風の郷工房 (有)

ハンディをもつ人々の暮らしを支える道具づくり

☆座位保持装置 ☆車椅子 ☆電動車椅子
☆立位保持装置 ☆各種訓練具 など

ご注文により個別製作いたします。

東置賜郡高畠町大字一本柳 2535-1
〒992-0334 TEL・FAX 0238-52-1446

○理学療法機器 ○リハビリテーション機器 ○水治療法機器 ○呼吸器測定装置

MINATO

ミナト医科科学株式会社

〒982-0034 仙台市太白区西富沢 1 丁目 3 番 3 号

TEL 022-245-7161

FAX 022-245-7165



オージー技研株式会社

仙台支店 〒982-0023 仙台市太白区鹿野3-10-16

TEL. 022-308-6477 FAX. 022-304-1344

明日への地域医療・高度医療に貢献する

—信頼される技術とサービスを人へ社会へ地域へ—



ライフテクノロジーを追求する

株式会社シバインテック



本 社 〒984-0015 仙台市若林区卸町二丁目11-3

TEL 022(236)2311 (代表) FAX 022(236)2362

・山形支店・荘内営業所・鶴岡営業所・郡山営業所・ヘルスケアセンター・物流センター・メンテナンスセンター

ホームページ: www.shibaintech.co.jp



義肢・装具・車いす
他 整形医療器具製造・販売

(有)エムサポート

〒990-2212 山形市上柳110

TEL(023)687-2800 FAX(023)687-2812

取引銀行 山形銀行宮町支店(普通)0241881

SAKAimed

明日に踏み出すチカラ。酒井医療

酒井医療株式会社

仙台営業所

〒983-0043 仙台市宮城野区萩野町3丁目1番2号

TEL: 022-231-4481 FAX: 022-231-4483

編集後記

今回から広報部も新しいメンバーになり、
ようやく発刊に至りました。タイトルも
「PT」ではなく「理学療法」という言葉
を使っております。皆様に馴染んでいただ
ければありがたいです。これからよろしく
お願いいたします。

三友堂リハビリセンター 島貫

■発行者/山形県理学療法士会 ■発行者/多田 利信 ■編集者/小松 裕和
■広報部/三友堂リハビリセンター

〒992-0057山形県米沢市成島町3丁目2番90号 TEL(0238)21-8100

FAX(0238)21-8119

E-mail: rehabiri@rehab.sanyudo.or.jp